

(別記様式)

## 競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

久留米市長 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者名 印

久留米市で行われる電力購入に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

(注) 代表者の印は印鑑証明を受けた印を押印してください。

(添付書類)

- 1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項に規定する一般電気事業者であることが判る書類、又は同法第16条の2第1項の規定による特定電気事業者の届出を行ったものであることを証する書類の写し
- 2 電気事業者の二酸化炭素排出係数等についての別紙1の条件に基づいて「裾切り方式」を実施し、条件を満たすことを示す別紙2の適合証明書及びその証拠を示す書類
- 3 暴力団排除に基づく「誓約書(別紙3)」及び「役員等調書及び照会承諾書(別紙4)」

(申請書提出期限)

平成27年8月10日(月)～平成27年8月28日(金)まで

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

- (1) ①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成25年度の未利用エネルギー活用状況、③平成25年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上 0.700 未満	25
	0.700 以上	20
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成25年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

- (2) 平成23年度において、RPS法第8条第1項の勧告を受けていないこと。
- (3) グリーン電力証書の譲渡予定値を評価して加点することにより入札参加資格を得た事業者は、契約の際、グリーン電力証書を入札実施者へ無償譲渡することとする。

## 2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1.(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1.(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1.(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1.(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 適合証明書

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1. 平成25年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点数
①	平成25年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)		
②	平成25年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成25年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数		
----------	--	--

2. 平成25年度において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下「RPS法」という。)第8条第1項の勧告を受けていないこと。

適・否

注1) 1の「自社基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上及び2に「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(表)

## 誓 約 書

平成 年 月 日

久留米市長 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (7) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

第1項第9号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<業務等契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第12条 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
  - (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (7) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (9) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 第11条第2項の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第11条 (略)

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

## 役員等調書及び照会承諾書

平成 年 月 日

(あて先)

久留米市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日

## 【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。※競争入札参加資格登録者（工事、物品、委託）以外は、登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。